

厚生労働大臣が定める掲示事項

【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づく院内掲示事項】

◎保険外併用療養費以外の事項

入院基本料に関する事項

当院は、急性期一般入院基本料 1、精神科病棟入院基本料（15：1）を算定しております。
実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しております。

[詳細はこちら](#)

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書にてお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

DPC 対象病院に関する事項

当院は、入院費の算定にあたり、平成 21 年度より包括部分と出来高部分を組み合わせて算定する「DPC 対象病院」となっております。

当院の医療機関別係数は、1.5043 です。（2025 年 6 月 1 日現在）

（※内訳：基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.3388+機能評価係数Ⅱ 0.0989+救急補正係数 0.0215）

[詳細はこちら](#)

入院時食事療養費に関する事項

当院では管理栄養士による食事管理および食事の提供を行っており、入院時食事療養（Ⅰ）の適時適温配膳は、朝食 午前 8 時頃、昼食 午前 12 時頃、夕食 午後 6 時以降に 保温食器を使用しております。
なお、1 食あたり 510 円をいただいております。

[詳細はこちら](#)

施設基準に関する届出について

○基本診療料の基準に係る届出 ([一覧](#))

○特掲診療料の基準に係る届出 ([一覧](#))

明細書発行体制加算に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、全ての受診された患者様に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

[詳細はこちら](#)

保険外負担に関する事項

当院では、その使用量、利用回数等に応じた実費の負担をお願いしています。（[一覧](#)）

◎保険外併用療養費に係る事項 [各項目の詳細はこちら](#)

特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

特別室（有料個室）を希望される方は、部屋タイプ・利用日数などにより別途料金をお支払いいただいております。

保険外併用療養費（選定療養費）に関する事項

当院は、平成 30 年 4 月 1 日より一般病床 200 床以上の地域医療支援病院等において、紹介状なしの初診については初診時選定療養費を、当院から紹介状交付後にご自身の判断により再診された方には再診時選定療養費を徴収することと定められました。上記に基づき、当院では選定療養費をお支払いいただいております。

保険外併用療養費（入院期間が 180 日を超える場合の費用）に関する事項

当院では入院期間（同一の病気で入院していた他の医療機関での期間を含む。）が 180 日を超える方に、1 日あたり 2,728 円をお支払いいただいております。

多焦点眼内レンズの支給に関する事項

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に費用をご負担いただきます。

長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で先発医薬品の長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の 一部（後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。後発医薬品の積極的な利用をご検討ください。

【施設基準の規定による院内掲示事項およびウェブサイト掲載事項】

◎情報通信機器を用いた診療

当院では、特定の診療科で情報通信機器を用いた診療を行っております。初診の場合、向精神薬など一部薬剤が投薬できない場合があります。また、患者さんの状況に応じて対面診療をお勧めする場合がありますので、ご了承ください。

◎医療情報取得加算に関する事項

当院は、質の高い診療を実施するため、下記の体制を有しております。

ア. オンライン資格確認を行う体制

イ. 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う体制

[詳細はこちら](#)

◎医療DX推進体制整備加算に関する事項

当院は、質の高い診療を実施するため、下記の取り組みを実施しております。

ア. 医師等が診療を実施する診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している

イ. マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる

ウ. 電子処方箋の発行及び電子カルテ共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを実施している（導入準備中）

[詳細はこちら](#)

◎ハイリスク分娩等管理加算に関する事項

当院ではハイリスク分娩管理加算の施設基準の届出を行っています。専従の産婦人科医師が3名以上、常勤の助産師3名以上を配置し、病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されており、産科医療補償制度に加入しております。

- ・分娩件数 181件（令和6年1月～12月）
- ・産科医師 3名、助産師 20名

[詳細はこちら](#)

◎ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）に関する事項

当院から紹介した紹介先に入院中である場合において、当病院医師が紹介先に赴いて、紹介先の医師と共同でハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理を行った場合に、紹介元である当病院で、1人につき1回算定いたします。

[詳細はこちら](#)

◎後発医薬品使用体制加算に関する事項

当院では、厚生労働省の後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進の方針に従い、患者負担軽減・医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

[詳細はこちら](#)

現在医薬品をめぐっては、後発医薬品メーカーからの供給停止などが相次ぎ、全国的な供給不足が深刻化しています。この影響で、不足した薬の代わりに需要が高まった先発医薬品でも出荷制限が続いており、一部の薬が手に入りづらい状況です。当院では医薬品の安定供給に向けて最大限の努力をしていく所存ですが、供給状況によっては使用するお薬を十分なご説明をさせていただいた上で変更させていただく可能性があります。何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

[詳細はこちら](#)

◎院内トリアージ実施料に関する事項

当院は二次救急指定病院であり院内トリアージ（治療の優先度決定）を行っています。

当院では、緊急性の高い患者さんを迅速に治療するため、治療前に専門知識を有した看護師が症状をうかがい、治療の優先度（順番）を決定しています。これにより診療の順番が前後しますが皆様のご理解とご協力をお願い致します。

[詳細はこちら](#)

◎外来腫瘍化学療法診療料に関する事項

当院では、質の高いがん治療の提供に努め、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時配置し、患者の急変や困りごと相談に対し 24 時間対応できる体制が整備されています。急変時等の緊急時に患者さんが入院できる体制を確保しています。がん治療レジメンの妥当性を評価する委員会を定期的に開催し、審査会で承認を受けた治療を提供しています。

[詳細はこちら](#)

◎外来腫瘍化学療法診療料 注 8 連携充実加算に関する事項

当院の化学療法委員会で審査・承認を受けたレジメンです。レジメンの公開は、地域の保険医療機関、保険薬局で活用することを目的としています。

[詳細はこちら](#)

◎コンタクトレンズ検査料 1 に関する事項

当院は「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に 適合している旨、東北厚生局に届出を行っています。検査料は下記のリンク先をご確認ください。

[詳細はこちら](#)

◎処方箋料/一般名処方に関する事項

当院では 一般名処方について、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを推進しています。ただ現在、一部の医薬品については十分な供給が 難しい状況が続いています。そのため、当院では院外処方箋において、後発医薬品のある一部の医薬品を特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行っています。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

[詳細はこちら](#)

◎有床義歯修理・有床義歯内面的合法、歯科技工加算

当院では、常勤の歯科技工士がおり、患者さんの求めに応じて迅速に有床義歯の修理 または有床義歯内面適合法を行う体制を常時整備しております。

[詳細はこちら](#)

◎手術通則に掲げる手術に関する事項

[施設基準にかかる手術の実績](#)